

小学校低学年における英語教育の取り組み

—「教育課程特例校一覧」と自治体による独自教材作成事例の分析—

佐藤 克洋
教科領域コース

1. はじめに

小学校における英語教育は、平成10年告示の学習指導要領以降、学習指導要領上における位置づけが変化してきている。具体的には、平成10年告示により総合的な学習の時間で実施することができると明記され、平成20年告示により高学年に外国語活動が導入され、平成29年告示により外国語活動が中学年で実施されるようになり高学年では教科としての外国語科が導入された。平成20年1月の中央教育審議会答申では、この経緯の一つとして、各学校における英語教育の取り組みには相当ばらつきがあることから、国として共通に指導する内容を示すことの必要性を示していた。その一方で、学習指導要領上の位置づけがない低学年の英語教育については、実施の有無や実施している場合の時間数や指導内容をはじめ、地域や学校による違いが大きくなっていると考えられる。

低学年を対象に英語教育に取り組む方法の一つとして、教育課程特例校制度がある。これは、学習指導要領とは異なる教育課程を編成する方法の一つであり、学校や地域の実態に応じたより効果的な教育を実施するために特別の教育課程を編成する制度である。また、一部の自治体では、低学年の英語教育を実施するために独自に教材を作成している。そこで、本研究では、文部科学省が公開している「教育課程特例校一覧」の分析と自治体による独自教材作成事例の分析を行う。

2. 先行研究および研究課題

教育課程特例校制度の前身である構造改革特別区域研究開発学校設置事業について分析した主な先行研究としては、青木(2011)が挙げられ、当該制度で認定されている学校は大部分が英語教育に関する認定であることから、当該制度の「規格化」を指摘した。それを受けて酒井(2023)は、当該事業の活用の多くは青木(2011)の指摘通り小学校外国語教育であったことを指摘した一方で、開始学年や教科等の名称、時間数、割愛された教科等の点で、自治体による多様性を指摘した。

自治体が独自に作成した教材についての先行研究では、丹藤(2020)が、英語科の地域教材の特徴として英語を学習するために地域に関するものを題材として取り上げていることを挙げている。自治体作成の独自教材について詳細に取り上げた研究としては、当時、東京都港区で使用していた教材『ENGLISH for the World』について扱った伊藤・股野・長谷川(2007)がある。本研究においては、丹藤(2020)が指摘している地域に関するものを題材にしているかどうかには重点を置くのではなく、伊藤・股野・長谷川(2007)と同様に年間を通した英語教育のカリキュラムが想起される教材を扱う。

本研究では、小学校低学年における英語教育の現状を明らかにするために、具体的な教材分析に先立ち、教育課程特例校制度における英語教育の現状はどのようなものであるのか(RQ1)について分析する。また、自治体が独自に作成している英語教材を取り上げ、具体的な内容やカリキュラムはどのようなものになっているのか(RQ2)についても分析を行う。

3. 研究方法

RQ1 については、文部科学省ホームページで公開されている執筆時点で最新の「教育課程特例校一覧（令和5年4月時点）」の Excel ファイルをダウンロードし、記載内容の集計等の計量的な分析を行う。この一覧には、215 の指定管理機関の 1,801 校の教育課程特例校が掲載されている。そこから、学校種を「小」「小中」「義務」に、設置を「公立」に限定すると、136 自治体の 1,439 校の教育課程特例校となった。その 136 自治体のうち、小学校における英語教育に関連する教科等を新設し実施していると思われる 111 自治体の教育委員会について分析を行った。また、一部の自治体では英語教育に関する新設教科等に加えて別の新設教科等も教育課程特例校として実施している例もある。そのため、英語教育とは別の新設教科等の影響により、英語教育に関する新設教科等のみの情報になっていない部分がある可能性があることに注意が必要である。

RQ2 では、低学年向けの教材を作成している事例についての分析を行う。特に低学年向けの教材を作成している事例に着目する理由は、中学年の外国語活動には文部科学省作成教材『Let's Try!』、高学年の外国語科には検定教科書という標準的なカリキュラムのベースがあるが、低学年にはそのようなものがないためである。一部の事例では、低学年向けだけではなく、中学年や高学年向けの教材も作成していた。具体的な調査方法は事例により異なるが、自治体等のホームページ閲覧、自治体への問い合わせ、担当者訪問、教材閲覧や購入などを通して得られた情報が分析の対象となる。

4. 「教育課程特例校一覧」の分析結果

まず、新設教科等の名称について集計を行った。「教育課程特例校一覧」に新設教科等の名称の記載がなかった自治体については、各自治体のホームページ等で確認し、111 自治体の全ての名称を対象に分析を行った。また、同一自治体において、学年によって違う名称が使われていたり、学校によって違う名称が使われていたりする場合などは複数名称を全て計上する方法を採った。結果は、学習指導要領で設定されている「外国語活動」「外国語科」や平成13年発行の『小学校英語活動実践の手引』で用いられている「英語活動」を上回り、「英語科」という名称を使用している自治体が最も多かった。その他、「国際」「英会話」「コミュニケーション」などの言葉を含む名称が見られた。

上記のような新設教科等を実施するために、既存の教科等の削減を行わず、新設教科等の時数を単に上乘せしている自治体もあるが、多くは既存の教科等の時数の削減を行っている。そこで、既存の教科等の削減を行った自治体数について集計を行った結果が、以下の表1のとおりである。削減教科等は、1つの教科等とは限らず、複数の教科等を組み合わせて削減する場合もある。

表1. 小学校英語教育に関する教科等の新設に伴う削減教科等

削減教科等	国	社	算	理	生	音	図	家	体	外	道	外活	総	特
自治体数	7	0	0	0	81	16	13	1	12	21	0	37	41	3

最も多くの自治体が削減しているのは、生活科である。これは、小学校英語教育に関する教科等は生活科を学習する低学年で多く新設されていることが要因として考えられる。また、比較的新しい教科であることも理由として考えられる。その次に多くの自治体が削減しているのは、総合的な学習の時間である。外国語活動が実施されている中学年や、外国語科が実施されている高学年におい

て、授業時数を増加させる場合に総合的な学習の時間を削減している例が多いと考えられる。また、平成 10 年告示の学習指導要領で総合的な学習の時間の中で英語教育が実施されていたことや、総合的な学習の時間は生活科と同じく比較的新しいことも削減されている要因として考えられる。3 番目と 4 番目に多くの自治体が削減しているのは、外国語活動と外国語科である。これらの自治体では、学習指導要領上で位置づけられている外国語活動と外国語科を削減し、別の英語教育に関する教科等を新設している。その場合、中学年を教科化するためや、小学校 6 年間あるいは小中 9 年間の一貫した新たな教科等として英語教育を実施するために削減されているものと推察される。5 番目以降の音楽科、図画工作科、体育科に関しては、これらの教科を少しずつ組み合わせて削減している例が多い。また、その組み合わせに、国語科や特別活動などを含む自治体もあり、組み合わせのパターンや削減の時間数などについては各自治体によって異なる。

5. 独自教材を作成している自治体等の事例

続いて、具体的なカリキュラム等についての考察を深めるべく、個別の自治体等が作成している教材を分析する。本研究では 6 つの事例を取り上げた。各事例の概要は、表 2 の通りである。

表 2. 小学校低学年向けの独自教材を作成している 6 事例の概要

自治体名等	新設教科等の名称	第 1 学年 の年間 授業時数	第 2 学年 の年間 授業時数	削減教科等 (削減時数)	利用制度 の名称	低学年向け 作成教材名	中・高学年 向け 作成教材名
福島県 郡山市	英語表現科	10	10	生活科 (10 時間)	教育課程 特例校	<i>KORIYAMA E BOOK</i>	—
奈良県 生駒市	外国語活動	10	10	—	—	<i>READY ... GO!</i>	—
茨城県 鹿嶋市	外国語活動	20	20	生活科 (20 時間)	教育課程 特例校	<i>Let's do TPR</i>	—
埼玉県 さいたま市	グローバル・ スタディ	34	35	—	教育課程 特例校	<i>Global Studies</i>	<i>Global Studies</i>
東京都 港区	国際科	68	70	生活科 (34/35 時間)	教育課程 特例校	<i>Tomorrow</i>	<i>Tomorrow</i>
東京都立 立川国際 中等教育学校 附属小学校	英語科	136	140	—	教育課程 特例校	<i>Journey</i>	<i>Rainbow</i> (中学年), <i>Bridge</i> (高学年)

上記 6 つの事例では、低学年向けの独自教材を作成しているという共通点を持つ事例ではあるものの、新設教科等の名称、年間授業時数などは様々であった。既存の教科等の削減は行わず、単に新設教科等の分の時数を増加させている事例もあったが、教科等の削減を行っている事例では、先

述の教育課程特例校全体の傾向と同じく生活科を削減していた。また、奈良県生駒市は、教育課程特例校の制度を使用せずに低学年における英語教育を実施している。

教材に関しては、大学教授等の監修のもと、教育委員会が全国的な展開をしていると思われる企業と連携して作成している例が複数見られたことから、本研究で取り上げた事例のような独自教材が作成されることが増えていく可能性も考えられる。教材の内容については、特に低学年ではそれぞれの地域に限定するような内容はあまりなく、他の地域でも各教材の大部分を参考にできるような内容で構成されている。一方で、福島県郡山市の事例などでは、自治体等のキャラクターを用いるなど、それぞれの地域の児童の興味関心を高める工夫も見られた。さらに、東京都港区の事例のように中学年や高学年向けの教材も作成している場合は、学年が上がると、その地域の紹介など地域が限定されるテーマを扱っている単元も見られた。本研究で扱った事例のほとんどは冊子型の教材であるが、茨城県鹿嶋市の「Let's do TPR」はサッカーチームと共同制作した動画教材であり、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の教材は電子版として児童に配布されている。また、埼玉県さいたま市は、冊子型の教材に加えて、低学年向けには指導用のDVD教材も作成している。

6. おわりに

本研究では、教育課程特例校一覧の分析と独自教材を作成している自治体等の事例を通して、小学校低学年における英語教育に関する取り組みの現状について明らかにすることを試みた。その結果、授業時数や独自教材の内容の多様性などが明らかとなった。また、地域のキャラクターを用いている点などの共通点も見出された。これらの事例だけでは、小学校低学年における英語教育に関する全体像を全て把握することはできないが、個別の事例を通して具体的な内容等についても明らかにすることができた。また、少なくとも教育課程特例校に認定されている自治体だけでも様々な点で多様性が見られたということは、全国の状況を推論する上でも重要である。さらに、教育課程特例校を所管していない自治体に範囲を広げると、それらの地域でも小学校低学年の英語教育に関する何らかの取り組みを行っている自治体も少なくないことが想定される。

今後の課題としては、第一に、教育課程特例校に限らず小学校全体における低学年の英語教育に関する実施率などについての調査が挙げられる。第二に、学習するテーマや扱われている表現の比較など独自教材についてのより詳細な分析である。第三に、独自教材を用いた事例を含む標準以外の英語教育を実施している学校や授業の分析である。小学校低学年の英語教育については様々な考えがあり、今後どのように展開されていくかについては不明であるが、本研究が今後の低学年における英語教育の取り組みについて検討する参考資料となることに期待する。

引用文献

- 青木純一 (2011). 「構造改革特区、教育分野の「規格化」とその背景：自治体の自発性や地域の特性に着目して」『日本教育政策学会年報』第18号, 40-52.
- 伊藤嘉一・股野麗子・長谷川淳一 (2007). 「「国際科」英語教科書の指針と内容」『教材学研究』18巻, 271-282.
- 酒井秀翔 (2023). 「自治体独自の外国語教育カリキュラム政策—2000年代の構造改革特区における事例に着目して—」『関東甲信越英語教育学会誌』第37号, 141-154.
- 丹藤永也 (2020). 「英語科における地域教材の意義とあり方について」『青森公立大学論纂』第6巻第1号, 3-13.